

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人スガウエザリング技術振興財団 (SWTF)／財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS L 0808 : 1994** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 105-A01 : 1994, Textiles—Tests for colour fastness—Part A01 : General principles of testing** を基礎として用いた。

JIS L 0808 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) 標準染色濃度表 (色票)

附属書 2 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 種類	1
4. 色	2
5. 品質	2
6. 外観	2
7. 試験方法	2
8. 検査方法	2
9. 使用方法	2
附属書 1（参考）標準染色濃度表（色票）	6
附属書 2（参考）JIS と対応する国際規格との対比表	8

標準染色濃度表

Standard depths of shade

序文 この規格は、1994 年に第 5 版として発行された **ISO 105-A01 : 1994, Textiles—Tests for colour fastness—Part A01 : General principles of testing** を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、附属書 2（参考）に示す。

1. 適用範囲 この規格は、染料の染色堅ろう度試験を行う場合に用いる供試染色物の染色堅ろう度表示の基準となる標準染色濃度 1/1 及び補助として用いる淡色の標準染色濃度 1/6 の色濃度を示す標準染色濃度表（以下、濃度表という。）について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 105-A01:1994, Textiles—Tests for colour fastness—Part A01 : General principles of testing (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS L 0801 染色堅ろう度試験方法通則

JIS L 0804 変退色用グレースケール

備考 **ISO 105-A02:1993 Textiles—Tests for colour fastness—Part A02:Grey scale for assessing change in colour** からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS L 0809 計器による変退色及び汚染の判定方法

JIS P 8124 紙及び板紙—坪量測定方法

JIS P 8148 紙、板紙及びパルプ—ISO 白色度（拡散青色光反射率）の測定方法

JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示

JIS Z 8722 色の測定方法—反射及び透過物体色

3. 種類 濃度表の種類は、次による。

a) 標準染色濃度表 1 号 標準染色濃度 1/1 の色濃度を示す 20 色の色票と、紺及び黒の色濃度を示す 4 色の色票で構成しており [附属書 1（参考）参照]、各色票の色度座標及び三刺激値を付表 1 に示す。この標準染色濃度表 1 号には、色票の大きさによって A 表と B 表があり、次による。

1) A 表 A 表は、主として実際に標準染色濃度を求める場合など、精密な比較を行う場合に使用し、隣接配置によって色が比較できるような標本形式とし、各色票の大きさを 5 cm × 5 cm としたもの。

2) B 表 B 表は、概念的に標準染色濃度を知る場合など、精密な使用条件を要求されない場合に使用し、各色票の大きさを、縦 2 cm、横 1.4 cm とし、全色票を 1 枚の台紙に配列したもの。

b) 標準染色濃度表 3 号 標準染色濃度 1/6 の色濃度を示す 20 色の色票で構成しており [附属書 1 (参考参照)], 各色票の色度座標及び三刺激値を付表 2 に示す。この標準染色濃度表 3 号には、色票の大きさによって A 表と B 表があり、次による。

1) A 表 a) 1) による。

2) B 表 a) 2) による。

備考 A 表及び B 表には、それぞれの色票に応じた灰色マスクと灰色厚紙とが附属する。灰色マスクと灰色厚紙の色は、JIS Z 8721 に規定する N5 とする。

4. 色 色は、濃度表の色度座標及び色の三属性の表示に合わせて、所定の染色処方で羊毛サージを染色した染色物の調色した印刷インキによって印刷用紙⁽¹⁾に印刷したもので、その色は JIS Z 8722 の規定によって測定した標準の光 C, 2° 視野による色度座標 x_2, c 及び y_2, c , 刺激値 Y_2, c 並びに JIS Z 8721 の規定による色の三属性の色相 H , 明度 V 及び彩度 C で表し、付表 1 及び付表 2 による。

注⁽¹⁾ 原料にさらし化学パルプを用い、蛍光増白剤を含まない非塗工印刷用紙で、白色度は JIS P 8148 によって測定したとき、75 % 以上とする。また、厚みは JIS P 8124 に規定する坪量によることとし、その範囲は 80~160 g/m² のものとする。

参考 この紙は、経済産業省大臣官房調査統計部編集による品目分類表の印刷用紙 A に分類される。

なお、坪量は紙又は板紙の面積 1 平方メートル (m²) 当たりの質量をグラム (g) で表した量。

5. 品質 濃度表の各色票は、付表 1 及び付表 2 に対して、次の許容範囲内になければならない。

a) 色相 (H) 紺及び黒以外は $H \pm 2.0$, 紺及び黒は $H \pm 2.5$ とする。

b) 明度 (V) 紺及び黒以外は $V \pm 0.2$, 紺及び黒は $V \pm 0.4$ とする。

c) 彩度 (C) 紺及び黒以外は $C \pm 0.4$, 紺及び黒は $C \pm 0.8$ とする。

6. 外観 色票の外観は、表面が均一で、色むら、汚れ、きずなどがあつてはならない。

7. 試験方法 標準染色濃度表の色は、JIS Z 8722 の規定によって測定し、JIS Z 8721 の規定による色相、明度及び彩度を求める。

8. 検査方法 標準染色濃度表は、3., 5. 及び 6. について検査を行う。この場合、検査は、全数検査又は合理的な抜取検査方式によって行う。

9. 使用方法 使用方法は、次による。

a) 標準染色濃度表 1 号は、染料の染色堅ろう度表示のときに基準濃度となる 1/1 及び紺、黒⁽²⁾の標準染色濃度を決定する場合に用いる。

注⁽²⁾ 紺、黒についてはそれぞれ 2 種類ある。

b) 標準染色濃度表 3 号は、染料の染色堅ろう度表示のとき、淡色に対する色濃度 1/6 の標準染色濃度を決定する場合に用いる。

- c) 試験する染料によって染色した供試染色物⁽³⁾に最も近い色相の色票を、標準染色濃度表の中から選び、その供試染色物と色票を灰色厚紙上に置き、灰色マスクを使用して **JIS L 0801** の 10.の a) (観察及び照明条件) に規定する方法で比較する。ただし、明るさは、**JIS Z 8720** に規定する常用光源 D₆₅ を用い、600～2 150 lx の範囲の照度とし、通常、1 200 lx を用い、明るいものは 600 lx に近い低照度で、また、暗いものは、2 150 lx に近い高照度で見てもよい。

また、観察する角度は、通常、試験片を 45° に保持し、上方より照明して試料に対し、90° の方向から観察する。

注⁽³⁾ 標準染色濃度 1/6 の供試染色物を染色する場合には、標準染色濃度表 3 号に規定される色の濃さが、標準染色濃度表 1 号の標準染色濃度 1/1 を与える染色濃度を 1/6 にしても得られるとは限らないので、必ず標準染色濃度表 3 号を用いて染色濃度を決めなければならない。

- d) 比較の結果、供試染色物と標準染色濃度表 1 号、又は標準染色濃度表 3 号のうち、最も近い色票との明度と彩度によって知覚される色の濃さが、同等又は差が認められる場合であっても、**JIS L 0804** に規定する変退色用グレースケール 4 号に相当する色の差又は **JIS L 0809** に規定する変退色用グレースケール等級 4 より小さければ、染料の染色堅ろう度試験に供することができる。

また、色の濃さが変退色用グレースケール 4 号に相当する色の差又は **JIS L 0809** に規定する変退色用グレースケール等級 4 より大きければ、染色濃度を調整して再度染色を行わなければならない。

付表 1 標準染色濃度表 1 号 (1/1) の色度座標及び三属性

色票記号	x	y	Y	三属性	
1	0.451 4	0.480 2	57.59	5.5Y	7.9/11.7
2	0.502 4	0.448 6	40.43	9.5YR	6.8/12.9
3	0.545 0	0.399 7	32.40	3.0YR	6.2/14.1
4	0.566 4	0.337 0	20.65	7.5R	5.1/14.7
5	0.465 3	0.252 2	14.08	8.0RP	4.3/14.1
6	0.382 4	0.225 8	9.38	3.5RP	3.6/10.4
7	0.294 7	0.215 9	6.56	6.0P	3.0/ 6.1
8	0.251 7	0.199 1	5.83	0.5P	2.8/ 6.2
9	0.228 2	0.186 3	5.51	8.0PB	2.7/ 6.8
10	0.183 1	0.179 5	8.30	4.0PB	3.4/ 9.1
11	0.210 6	0.294 9	10.04	8.5BG	3.7/ 5.6
12	0.238 1	0.367 1	14.56	10.0G	4.4/ 6.5
13	0.314 5	0.469 9	27.02	9.5GY	5.7/ 8.3
14	0.378 0	0.389 3	11.13	5.0Y	3.9/ 2.8
15	0.334 3	0.322 4	6.71	0.5YR	3.0/ 0.8
16	0.425 2	0.322 4	6.04	6.0R	2.9/ 4.2
17	0.277 4	0.225 7	4.33	2.5P	2.4/ 4.1
18	0.253 9	0.267 2	5.30	1.5PB	2.7/ 2.5
19	0.274 8	0.350 8	7.14	8.0G	3.1/ 3.0
20	0.326 4	0.351 8	7.90	3.5GY	3.3/ 1.3
21	0.276 2	0.258 6	3.65	8.5PB	2.2/ 2.1
22	0.299 2	0.306 8	2.49	0.5PB	1.7/ 0.4
23	0.304 5	0.310 7	2.82	2.5PB	1.9/ 0.2
24	0.305 0	0.311 1	2.26	2.5PB	1.6/ 0.2

標準染色濃度表 1 号 (1/1) の色票を**附属書 1(参考)**に示す。

付表 2 標準染色濃度表 3 号 (1/6) の色度座標及び三属性

色票記号	x	y	Y	三属性	
1	0.389 7	0.431 1	72.20	9.0Y	8.7/ 7.0
2	0.404 1	0.410 9	65.64	3.0Y	8.4/ 6.8
3	0.435 7	0.387 6	56.24	5.5YR	7.8/ 8.3
4	0.460 4	0.333 0	37.79	6.0R	6.6/11.0
5	0.400 8	0.273 7	31.73	6.5RP	6.1/11.9
6	0.349 0	0.246 1	21.03	2.0RP	5.1/ 9.7
7	0.298 7	0.221 1	20.98	6.5P	5.1/10.0
8	0.262 4	0.212 8	19.78	1.5P	5.0/ 9.2
9	0.227 5	0.193 5	16.53	8.0PB	4.6/10.1
10	0.221 9	0.237 8	21.82	2.0PB	5.2/ 7.5
11	0.256 6	0.310 0	27.23	9.0BG	5.7/ 4.1
12	0.262 7	0.351 9	34.37	0.5BG	6.4/ 5.8
13	0.330 6	0.415 9	57.84	8.0GY	7.9/ 6.3
14	0.349 2	0.364 7	28.16	6.5Y	5.8/ 2.3
15	0.329 0	0.321 5	14.48	10.0R	4.4/ 0.9
16	0.376 5	0.327 7	17.99	7.0R	4.8/ 3.7
17	0.2829	0.252 9	14.40	2.0P	4.3/ 4.4
18	0.272 1	0.277 0	16.14	4.5PB	4.6/ 3.0
19	0.296 8	0.337 6	22.85	6.0G	5.3/ 2.0
20	0.317 6	0.344 0	21.47	7.0GY	5.2/ 1.4

標準染色濃度表 3 号 (1/6) の色票を附属書 1(参考)に示す。

附属書 2（参考）JIS と対応する国際規格との対比表

JIS L 0808 : 2004 標準染色濃度表					ISO 105-A01 : 1994 繊維—染色堅ろう度試験—パート A01 : 試験一般通則		
(Ⅰ) JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ) 国際規格の規定		(Ⅳ) JIS と国際規格との技術的差異 の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：側線又は点線の下線		(Ⅴ) JIS と国際規格との技術的差異の理 由及び今後の対策
項目 番号	内容		項目 番号	内容	項目ごとの 評価	技術的差異の内容	
1.適用 範囲	染料の染色堅ろう度試験を行う場合に用いる供試染色物の染色堅ろう度表示の基準となる標準染色濃度 1/1 及び補助として用いる淡色の標準染色濃度 1/6 の色濃度を示す標準染色濃度表について規定する。	—	—		MOD/追加	JIS は、ISO の標準濃度表の規定項目（12.染料の堅ろう度）を独立して、一規格としている。	ISO は詳細規定を困難なため行っていないが、JIS は具体的指針を示すため、詳細に規定したので合理的。 将来、ISO 提案を検討する。技術的には同等で問題なし。
2.引用 規格	JIS L 0801 JIS L 0804 JIS L 0809 JIS P 8124 JIS P 8148 JIS Z 8721 JIS Z 8722	—	—		MOD/追加	JIS は、各規定要素について、JIS があるものを引用した。	
3.種類	a) 標準染色濃度表 1 号 1) A 表 2) B 表	ISO 105-A01	12.1	1/1 色濃度を 18 色相に紺、黒の 20 色。	MOD/追加	JIS は 20 色相（色票）に紺と黒の 22 色。JIS の方が妥当。	ISO に提案を検討。
	b) 標準染色濃度表 3 号 1) A 表 2) B 表	ISO 105-A01	12.2	1/2, 1/3, 1/6, 1/12, 1/25 色濃度。	MOD/追加	JIS は 1/6 色濃度だけ。	1/6 以外を必要とする場合は ISO を利用するので問題はない。

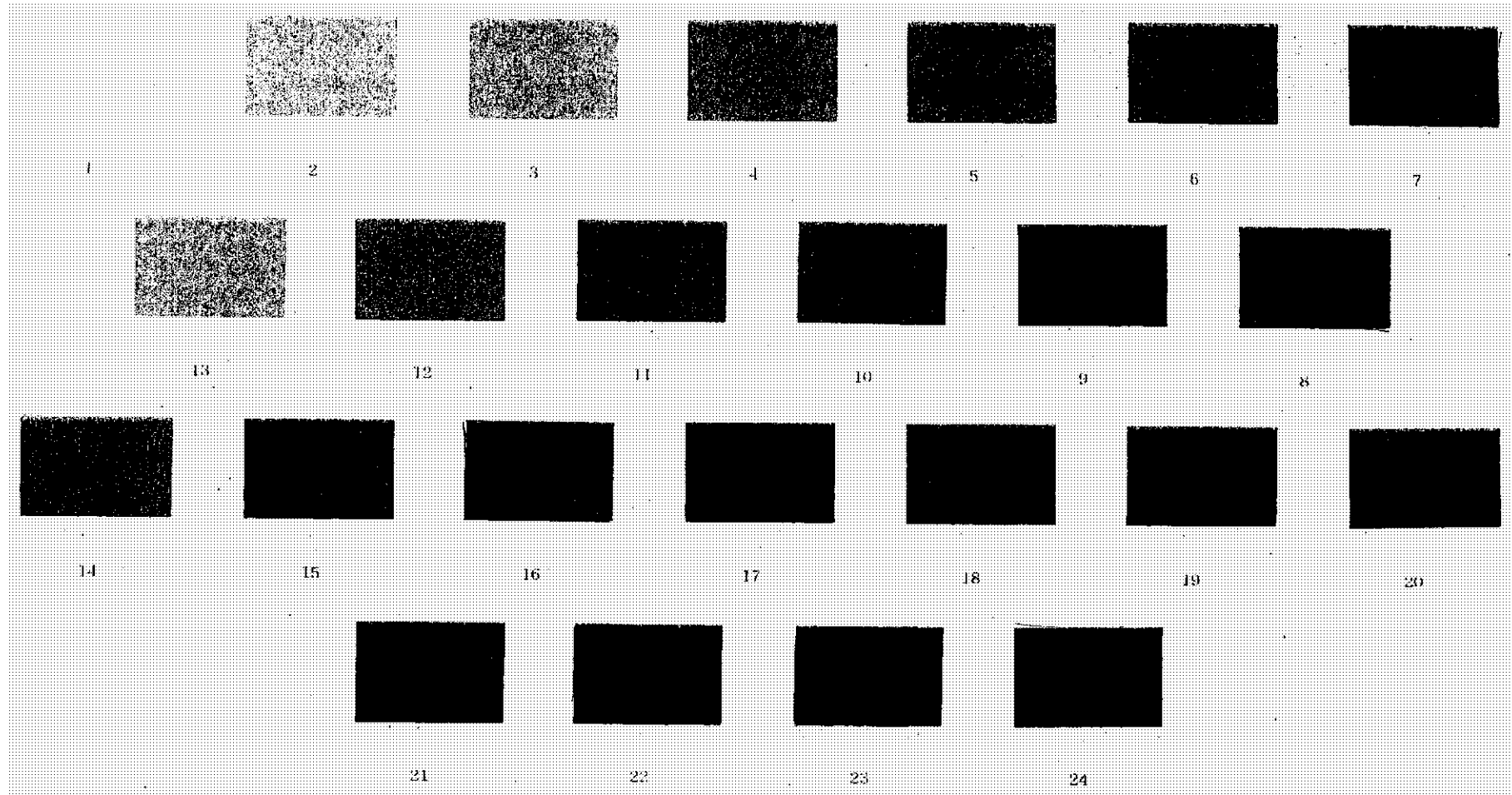
JIS L 0808 : 2004 標準染色濃度表					ISO 105-A01 : 1994 繊維－染色堅ろう度試験－パート A01 : 試験一般通則		
(Ⅰ) JIS の規定		(Ⅱ) 国際規格 番号	(Ⅲ) 国際規格の規定		(Ⅳ) JIS と国際規格との技術的差異 の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：側線又は点線の下線		(Ⅴ) JIS と国際規格との技術的差異の理 由及び今後の対策
項目 番号	内容		項目 番号	内容	項目ごとの 評価	技術的差異の内容	
4.色	濃度表の印刷のしかた 及び色を規定。	ISO 105-A01	12.4	JIS に同じ。	MOD/追加	ISO マット状物質（毛又は印刷用紙）の上に作成。 JIS は色票を印刷用紙に作成し、色票を参考として附属。 JIS は、具体的に各色票の数値を規定。	ISO に提案を検討。
5.品質	a) 色相 (H) b) 明度 (V) c) 彩度 (C)	—	—		MOD/追加	JIS は、具体的に色相、明度、彩度を規定。	ISO に提案を検討。
6.外観	色表の外観を規定。	—	—		MOD/追加	JIS は、具体的に外観を規定。	常識的事項で問題なし。
7.試験方法	試験方法を規定。	—	—		MOD/追加	JIS は、具体的に試験方法を規定。	ISO に提案を検討。
8.検査方法	検査方法を規定。	—	—		MOD/追加	JIS は、具体的に検査方法を規定。	ISO に提案を検討。
9.使用方法	使用方法を規定。	—	—		MOD/追加	JIS は、具体的に使用方法を規定。	ISO に提案を検討。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：MOD

- 備考1. 項目ごとの評価欄の記号の意味は、次のとおりである。
 —MOD/追加……………国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
2. JIS と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次のとおりである。
 —MOD……………国際規格を修正している。

附属書 1 (参考) 標準染色濃度表 (色票)

標準染色濃度表 1 号 (1/1)



標準染色濃度表 3 号 (1/6)

